

## 上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響下において、中小企業者の新たな挑戦を促進し、もって産業構造の転換や地域経済の活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行う中小企業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、上北山村補助金等交付規則（平成17年上北山村規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業基本法上の中小企業の基準に該当する資本金若しくは出資金又は従業員数である法人、組合、個人事業主をいう。

### (補助対象経費)

第3条 補助の対象は、令和2年4月1日から令和3年2月26日までの間に、新しい生活様式（新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に規定する新しい生活様式をいう。）の定着に配慮し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策のために、機器、備品、消耗品、新サービス等を導入する事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 令和2年4月1日以降かつ交付決定前に行われた事業に要する経費についても、補助金の趣旨・目的に照らして適正と認められる場合には、補助金の対象とする。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 村内で事業を営んでおり、かつ、今後1年以上事業を営む予定であること。
- (2) 事業の実施に当たって、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員ではないこと又はそれらと密接な関係を有しないこと。
- (4) 村税を滞納していないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて認められた延納等は除く。）

#### （補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額の10分の10以内とし、25万円を上限とする。ただし、消毒液等の消耗品購入費用については、5万円以内とする。

2 補助金の交付は、1交付対象者につき、1回限りとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

#### （交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書（支払済みのものについては領収書）等各経費の確認書類
- (2) その他村長が必要と認める書類

#### （交付の決定）

第7条 村長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付を決定し、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

#### （実績報告）

第8条 前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年2月26日までに村長に報告しなければならない。

- (1) 領収書等の支出の証拠書類
- (2) 実績を確認できる写真等
- (3) その他村長が必要と認める書類

2 第1項の規定による実績報告において、第6条の規定による申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(交付額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定による補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

(概算払の請求等)

第11条 交付決定者が補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、上北山村新型コロナウイルス感染症対策補助金概算払請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

2 前項に規定する概算払を受けたときは、補助対象事業が完了した後、精算しなければならない。

(財産処分の制限)

第12条 交付決定者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 交付決定者は、前項の財産を村長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、当該財産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数を経過した場合は、この限りではない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。